

# 京都大学附属図書館所蔵図書館資料複製物の外部機関 における利用内規

(昭和62年3月23日附属図書館長裁定制定)

(趣旨)

第1条 この内規は、京都大学附属図書館（以下「本館」という。）所蔵の図書館資料（以下「資料」という。）の学外者によるより円滑な利用を図り、もって学術研究の進展に寄与するために、資料複製物を本学以外の図書館等の機関（以下「図書館等」という。）が営利を目的とせず利用に供することのできるサービスの内容等について定める。

(提供対象資料の範囲)

第2条 提供の対象とする資料は、著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）に定める保護期間を経過したものに限る。

(資料複製物の形態)

第3条 提供する資料複製物の形態は、マイクロフィルム又は紙焼印画とする。

(資料複製物の管理)

第4条 提供した資料複製物は、図書館等において管理・運用する。

(資料複製物の料金徴収)

第5条 資料複製物を提供するに当たって徴収する料金は、京都大学文献複写規程（昭和42年5月15日総長裁定制定）の定めるところによる。

(許容するサービスの範囲)

第6条 資料複製物に関し図書館等において実施することを許容するサービスの範囲は、下記のとおりとする。

- (1) 閲覧
- (2) 貸出。他図書館への貸出を含む。
- (3) 複写。ただし、教育研究等を目的とした私的使用であって、かつ同一資料について1人1部に限るものとし、「原資料は京都大学附属図書館所蔵」である旨明示する。

(サービスの範囲の協議)

第7条 図書館等は、前条に定めるサービスの範囲について事前に本館と協議する。

(サービスの範囲の公表)

第8条 本館は、資料複製物の図書館等でのサービスの範囲等について、他の機関等に公表することができる。

(その他)

第9条 この内規に定めるもののほか、必要な事項については、附属図書館長が定める。

第10条 この内規に関する事務は、附属図書館事務部利用支援課情報サービス掛において処理する。

附 則

この内規は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、昭和63年5月10日から施行し、昭和63年4月8日から適用する。

附 則

この内規は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和5年4月1日から施行する。